

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項の規定に基づき、個人番号を利用できる事務として条例で定める事務を追加するため、滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成 27 年滋賀県条例第 61 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 法第 9 条第 2 項の規定に基づき、個人番号を利用できる事務として条例で定める事務に、次に掲げる事務を追加することとします。(別表第 1 関係)

ア 知事が利用できる事務

- (7) 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号。以下「就学支援金法」という。)第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金(就学支援金法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (4) 私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等(就学支援金法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

イ 教育委員会が利用できる事務

- (7) 滋賀県使用料および手数料条例(昭和 24 年滋賀県条例第 18 号)第 8 条第 1 項の規定による同条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる高等学校の授業料および同項第 3 号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
- (4) 滋賀県奨学資金貸与条例(平成 14 年滋賀県条例第 26 号)による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
- (7) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (5) 国立または公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(2) 知事は(1)アに掲げる事務を、教育委員会は(1)イ(7)、(7)および(5)の事務を処理するために必要な限度で就学支援金の支給に関する情報であって自らが保有するものに係る個人番号を利用することができることとします。(別表第 2 関係)

(3) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとします。

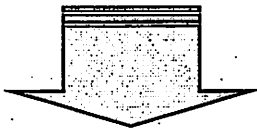
滋賀県マイナンバー利用条例の一部改正について

1 改正の理由（背景）

- 平成28年1月から、マイナンバー法^{※1}に基づき、個人番号(マイナンバー)の利用が開始され、県においても、法定事務の33事務と「滋賀県マイナンバー利用条例」で定める1事務が対象となっており、現在24事務について利用している。

※1 「マイナンバー法」… 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

- 平成31年4月から、「高等学校等就学支援金支給事務^{※2}」を処理する国のシステムが稼働し、新たに個人番号(マイナンバー)の利用が開始



※2 「高等学校等就学支援金支給事務」… 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるための支援金を支給する事務。都道府県知事または教育委員会が処理。マイナンバー法に基づく法定事務としてマイナンバーの利用が可能。

- 法定事務である「高等学校等就学支援金支給事務」に類似する6事務について、新たにマイナンバーを利用することにより、申請書の添付書類を削減し、住民の利便性の向上を図るため、「滋賀県マイナンバー利用条例」を改正する。

2 改正の概要

- (1) マイナンバーの利用を開始するため、条例で定める事務に次の6事務を追加する。

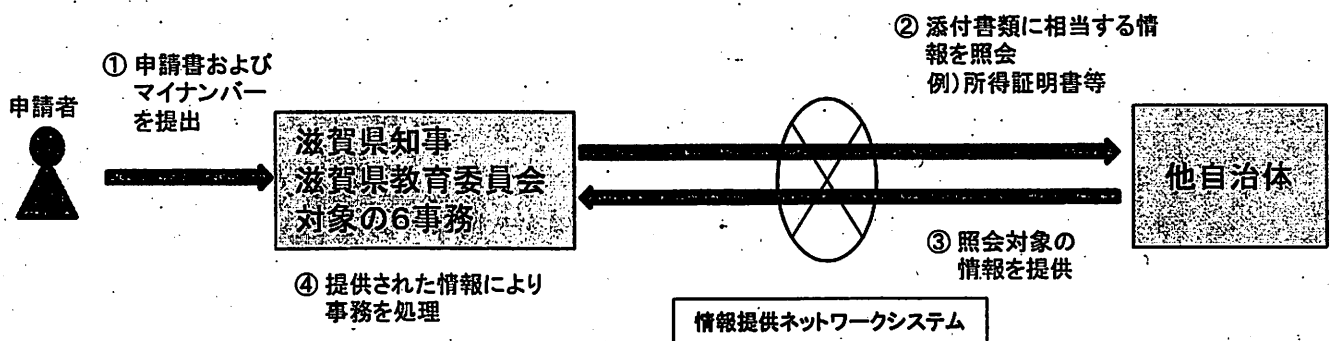
ア 知事が利用できる事務

- (7) 私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
- (4) 私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務

イ 教育委員会が利用できる事務

- (7) 県立高等学校授業料等の減免に関する事務
- (4) 滋賀県奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務
- (5) 県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務
- (1) 国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務

- (2) マイナンバーの利用・連携イメージ



滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略		本則および付則 省略	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
知事	法別表第2の第2欄に掲げる事務	知事	(1) 法別表第2の第2欄に掲げる事務
教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの	知事	(2) 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金(就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
		知事	(3) 私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等(就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
		教育委員会	(1) 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)第8条第1項の規定による同条例第2条第1項第1号に掲げる高等学校の授業料および同項第3号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であつ

て規則で定めるもの

(2) 滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

(3) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(4) 国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(5) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

別表第2（第2条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報

別表第2（第2条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	(1) 法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報
	(2) 高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に	就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係

	<p><u>入学した者に対する就学</u> <u>支援金に相当する額の支</u> <u>援金の支給に関する事務</u> <u>であって規則で定めるも</u> <u>の</u></p>	<p>情報」という。)であって規 則で定めるもの</p>
	<p>(3) <u>私立の高等学校等（特</u> <u>別支援学校の高等部を除</u> <u>く。）の生徒または学生</u> <u>の保護者等に対する奨学</u> <u>のための給付金の支給に</u> <u>関する事務であって規則</u> <u>で定めるもの</u></p>	<p>就学支援金関係情報であっ て規則で定めるもの</p>
教育委員会	<p>(1) <u>滋賀県使用料および手</u> <u>数料条例第8条第1項の</u> <u>規定による同条例第2条</u> <u>第1項第1号に掲げる高</u> <u>等学校の授業料および同</u> <u>項第3号に掲げる通信教</u> <u>育受講料の減免に関する</u> <u>事務であって規則で定め</u> <u>るもの</u></p>	<p>就学支援金関係情報であっ て規則で定めるもの</p>
	<p>(2) <u>高等学校等を退学し、</u> <u>再び県立の高等学校に入</u></p>	<p>就学支援金関係情報であっ て規則で定めるもの</p>

	<p><u>学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	
	<p><u>(3) 国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>就学支援金関係情報であって規則で定めるもの</u></p>